

## ○東京藝術大学奏楽堂懸垂物取扱等の基準

〔平成10年2月10日  
制 定〕

改正 平成18年3月17日 平成25年10月24日

平成31年1月8日

### (目的)

第1 この基準は、東京藝術大学安全衛生管理規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、東京藝術大学奏楽堂懸垂物（以下「懸垂物」という。）の取扱等に関し必要な事項を定め、懸垂物の安全確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この基準において「管理者」とは、規則第3条第1項の規定に基づき、学長をいう。

2 この基準において「安全管理者」とは、規則第6条第1項の規定に基づき、音楽学部事務長をいう。

3 この基準において「操作員」とは、懸垂物の機能、制御等を熟知し、直接運転する者をいう。

### (操作員の選任)

第3 管理者は、懸垂物の日常点検と安全運転に努めさせるため、操作員として満18歳以上の身体健全者でかつ運転について必要な知識及び技能を有する者を選任する。

### (安全管理者の責務)

第4 安全管理者は、操作員の健康状態を常日頃掌握し、能力等を加味し、作業に関しきめこまやかに指示し、災害防止等の徹底に努めるものとする。

### (安全管理者の教育)

第5 管理者は、保守点検会社等の協力を得て、安全管理者及び操作員に施設の安全管理に係る一般知識、機種のパフォーマンス、保全、操作並びに地震対策、救急体制等の研修を年1回行い、熟知させるものとする。ただし、安全管理者または操作員が年の中途中で交替した場合には、速やかに前記研修を行わなければならない。

### (事故、災害発生時又は停電時の措置)

第6 管理者は、安全管理者または操作員より、地震、故障、停電等の緊急事態が発生し、器機の異常の覚知、通報があった場合には、速やかに運転を中止し、電スイッチ遮断を指示するとともに、自ら確認するものとする。ただし、管理者に事故あるときは、安全管理者または操作員がその職務を代行し、安全を確保するものとする。

### (定期検査等)

第7 管理者は、定期的に懸垂物等施設の検査・点検を行わなければならない。

### (災害時等の報告)

第8 安全管理者は、災害または事故等が発生した場合には、速やかに別紙様式により、その発生状況を管理者に報告しなければならない。

### (運転操作の基準)

第9 管理者等の懸垂物の運転操作基準は、別紙によるものとする。

(雑則)

第10 この基準に定めるもののほか、安全保持に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成10年3月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年3月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年1月8日から施行する。

別紙（第9関係）

運転基準

管理者、安全管理者は、操作員の安全運転に係る心得の熟知、健康状態等をチェックのうえ、操作に必要なキースイッチ等を手渡すものとする。

運転作業	確認事項	確認方法等	特記事項
1 安全確認	(1) 昇降・移動・回転範囲内の人又は障害物の有無	目視	有の場合、退去又は撤去
	(2) 隣接物との接触の有無	目視	接触除去
	(3) 懸垂物の緊結状態	目視、触手	完全緊結作業
	(4) 積載荷重（荷重計）	目視	
2 電源スイッチ投入	正常電圧の確認（メータ表示）	目視	正常電圧の90%以上が必要
3 操作回路スイッチ投入	表示ランプの点灯	目視	
4 操作釦による運転（2,3度繰り返す）	(1) 稼働方向表示ランプ点灯	目視	
	(2) 移動中の異音・振動の有無	聴覚、目視	有の場合、非常停止
	(3) 停止釦操作後の作業状態（停止作動、停止位置）	目視	すべりが多い場合、ブレーキを調整
5 電源及び操作回路スイッチ停止	表示ランプの消灯	目視	
6 操作室、操作盤カバー等の施錠	(1) 火気の有無	目視	
	(2) 施錠	目視	

注1 演出時においても上記1～6項を遵守し、安全運転を行う。

2 多少とも危険と判断した場合は、安全確認を行う。

3 停電、地震、故障時は、直ちに運転を休止し、電源スイッチを切り、キースイッチを抜く。

4 停電等による運転中断後の運転再開は、管理者又は安全管理者の指示による。

別紙様式（第8条関係）

（元号） 年 月 日

東京藝術大学長 殿

音楽学部事務長 印

災害、事故発生報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 発生年月日
- 2 発生原因及び経過